

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

(要望項目)

6(4) 公園整備について

府営公園内に設置している遊具で、破損や劣化に伴って事故が発生している。そこで、遊具の定期点検を行い、安全対策の強化を講じること。また、球技をはじめとするレクリエーションなど、区画整理の可能な公園では死角が発生しないことも含めて安全対策を施し利用出来るように整備すること。

(回答)

府営公園では「公園施設安全管理要領」において遊具の点検基準を定めており、指定管理者が日常的に行う日常点検、月1回程度の頻度で行う定期点検、専門技術者による年1回程度の精密点検、異常気象時や類似施設による事故発生時などに行う臨時点検によって、遊具の異常の有無を確認し、異常が確認された場合には、速やかに使用禁止措置や修繕を行い、事故発生の未然防止・利用者の安全確保に努めております。

また、府営公園内の各施設についても、安全対策に配慮した管理を今後も行ってまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 公園課